

【正誤表】

『作業環境測定のためのデザイン・サンプリングの実務—A・B測定編—（上）』

下記の誤りがありました。訂正してお詫びします。

ページ・行	誤	正
13・↓18	粉じん, 特定化学物質, 石綿, 鉛, 有機溶剤について6月ごとの実施, 鉛について1年ごとの実施が規定された。	粉じん, 特定化学物質, 石綿, 有機溶剤について6月ごとの実施, 鉛について1年ごとの実施が規定された。
70・↑1	測定には分析装置が必要となる。	測定には分粒装置が必要となる。

[凡例] [↓n] は上から数えてn行目, [↑n] は下から数えてn行目を示します。